

実質公債費比率 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度(危険度)を示します。	一般会計の借入金や公営企業等ほかの特別会計の借入金に対しての一般会計から繰り出す経費、また、近隣町との組合により整備したゴミ処理関係施設に係る負担金なども一般会計の負担となります。こうした借入金、負担金を合算し、一般財源の標準的な規模と比較して指標化したもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、一般会計の資金繰りが危険な状態になります。
将来負担比率 一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の内、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。	一般会計が将来支払っていく負債には、町の長期借入金残高のほか、公営企業など他会計の借入金残高のうち、一般会計が負担するもの、また、一部事務組合に係る借入金のうち、町の負担分などがあります。こうした現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したもので、この比率が高い場合、財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。
資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。	公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなります。

IV. 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、国民健康保険事業特別会計が赤字となりましたが、一般会計及び5特別会計の実質収支は黒字決算となったことから算定できません。

	単年度実質公債費比率	H 24 実質公債費比率	H 23 実質公債費比率
平成 21 年度	15.2	12.2 (3 か年平均)	13.4 (3 か年平均)
平成 22 年度	13.0		
平成 23 年度	12.3		
平成 24 年度	11.3		

(1) 実質公債費比率

前年度と比較すると1.2%減少していますが、改善の要因は、公債費に準ずる債務負担行為の支出額の減少によるものです。実質公債費比率は、表のとおり年々減少しています。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金が国の許可を要することから、さらに改善することを目指しています。

平成19年度から認められた繰上償還の補償金免除制度の活用や国庫補助事業町負担分の償還金の繰上償還等で、利子分の削減と併せて実質公債費比率を下げています。

(2) 将来負担比率

前年度の110.6%と比較すると21.2%改善し89.4%となりました。早期健全化基準は350%であることから、「**安全ライン**」にあると言えます。平成24年度は学校給食センター建設などの大型事業があり、借入金の額は、平成23年度と比較すると約6千万円増の9億6,127万円となっています。平成23年度末の借入金残高99億983万円が、平成24年度末では100億9,979万円と1億8,996万円増えましたが、その借入金には過疎債や合併特例債といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成23年度の87億4,806万円より7億1,978万円増の94億6,784万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成24年度決算時で約35億円であり、単年度の標準財政規模46億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は1市町村ではどうしようもないほど変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の前年度並みの交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

※用語解説

- 合併特例債とは、市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では平成32年度まで借り入れることができ、借入の7割が交付税措置されます。
- 過疎債とは、過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の7割が交付税措置されます。